□郵　送　　□窓　口　　□確認書等・納通送付済　　□給　付

受付	入力	日付印

令和　年度各種送付先変更等届出書

対象者	記号番号	－	申請日　令和　　年　　月　　日	
	世帯主氏名			
変更区分	種　類	変　更　先　情　報		
	資格確認書 資格情報通知書	〒		留置
	納税通知書	〒		留置
	その他 (　　)	〒		留置
届出者	氏　　名		電話番号	
			続柄(職名)	
	住　　所	〒		
	送付先変更を行う理由			
期限				

※資格確認書・資格情報通知書の送付先を変更する場合は届出者の顔写真付きの本人確認書類（官公署が発行したもの）をご提示ください。(職名の場合は職業がわかる身分証明書)

※対象世帯員以外の方が届出をする時は原則として委任状が必要です。

---------- キ　リ　ト　リ ----------

令和　　年度

送付先変更等手続きをされた方へ

・国民健康保険資格確認書・資格情報通知書は世帯主の住民票の住所に送ることが原則です。
ただし、国民健康保険に加入している世帯全員が入院等やむを得ない状況により資格確認書等の受け取りができない場合は、申し出により指定の病院等に郵送します。
※その際病院からの許可が必要です。

・送付先変更等届出書提出後に、住民登録地に戻る等の送付先に変更が生じた場合は、必ず送付先変更等届出書の提出が必要です。

・変更先の住所へ郵送したにもかかわらず、保険年金課に戻ってきてしまった場合は送付先変更を解除し住民登録地へ戻します。

お問い合わせ
狭山市役所　保険年金課　国民健康保険担当
代表　０４（２９５３）１１１１
内線１０５１～１０５４・１０５９・１０６１